

川崎市公告第 5 0 3 号

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同法第 6 条第 6 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 0 年 1 2 月 5 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
島忠家具ホームセンター川崎店
川崎市中原区市ノ坪字広町 3 5 9 - 4 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社島忠
代表取締役 山下視希夫
埼玉県さいたま市西区三橋五丁目 1 5 5 5 番地
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
4 , 0 0 0 m²
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0 m²
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1 , 0 0 0 m²以下となる日
平成 2 0 年 1 1 月 2 5 日
- 6 変更する理由
閉店のため
- 7 届出の年月日
平成 2 0 年 1 2 月 3 日